

令和7年11月26日
中日本高速道路株式会社

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名

株式会社 ケー・エフ・シー(大阪府大阪市北区西天満3-2-17)[1000004420]

2. 資格登録停止措置の期間

令和7年11月26日～令和7年12月9日(2週間)

3. 資格登録停止措置の地域

地域2 東京支社が所掌する地域

4. 事実概要

当該資格登録者は、「新東名高速道路 小山PA～新御殿場IC間遮音壁工事」(東京支社発注)において、建柱作業の際に、支柱ベースプレートと剛性防護柵の間に作業員が指を挟み、負傷する事故を生じさせた。

5. 資格停止措置理由

資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)